

陳 情 書

2022年6月13日

立川市議会議長 殿

東京都西多摩郡瑞穂町大字武蔵183番地3

立憲共和党 代表 角田 統領

立川市特別職員の服務の宣誓に関する条例の制定を求める陳情

第1 陳情の趣旨

- 1 立川市特別職員の服務の宣誓に関する条例の制定を求める。

第2 陳情の原因

- 1 立川市には、首長及び議員に関する「服務の宣誓」の規定がない。
- 2 立川市の「職員の服務の宣誓に関する条例」の第2条に別記様式として「服務の宣誓」の規定がある。

【 宣 誓 書

私はここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を対するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責任を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。】

- 3 国家公務員法による「服務の宣誓」の「別記様式」には「日本国憲法を遵守し」と規定されている。

第3条 陳情の理由

- 1 「別記様式」に規定される「主権が国民に存することを認める日本国憲法」の権利に係る条項を文理解釈するか論理解釈するかを明らかにするためにも、立川市の首長及び議員に関する「服務の宣誓」の規定の制定が必用である。
- 2 アメリカ合衆国憲法第2条第1節第8項(大統領の宣誓義務)においては「大統領はその職務の遂行を開始する前に、次のような宣誓をしなければならない」旨の規定がある。

【私は合衆国大統領の職務を忠実に遂行し、全力を尽して合衆国憲法を維持、保護、擁護することを厳粛に誓う。】

大統領は聖書に手を置いて神に誓うように見えるが、「お客様は神様です」とも言われるとおり、首長及び議員においてのお客様は主権者である。

- 3 立川市の首長及び議員は、主権者の選挙により選出されたのであるから、当選証書の受領に際して主権者に対して、日本国憲法の権利に係る条項を論理解釈することを明らかにした「服務の宣誓」をするべきである。

